事 務 連 絡 令和 2 年 4 月 27 日

各都道府県(港湾担当部長) 殿 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者 各市 ヿ

広尾町

(港湾担当部長) 殿

各一部事務組合 新居浜港務局

> 国土交通省港湾局 総務課長 海岸・防災課長

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する 政府の取組について(周知)

新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の強化に係る新たな措置について、本日、別添のとおり国家安全保障会議において決定されましたので周知いたします。

これにより、これまで周知してきました入国拒否対象地域の73か国・地域に加え、14か国の全域の追加等が実施されます。

また、4月末までを期限として実施されている水際対策強化の措置について も実施期間が5月末日まで延長されますので、併せて周知いたします。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いいたします。

(添付資料)

(別添) 水際対策強化に係る新たな措置(令和2年4月27日)